（尾灯）

第246条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。）及び5.2.（種別R1、R2及びMRに係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。ただし、座席の地上面からの高さが500㎜未満の一般原動機付自転車(またがり式の座席を有するものを除く。）にあっては、同別添4.12.4.2.の規定中「地面上350㎜」とあるのは、「地面上1,000㎜」と読み替えるものとする。

３　二輪の一般原動機付自転車に備える尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第53号の規則5.(5.14.及び5.17.を除く。)及び6.に定める基準とする。

４　二輪の一般原動機付自転車には、協定規則第53号の規則5.（5.14.及び5.17.を除く。)及び6.に定める基準に適合する後部霧灯を備えることができる。